

令和2年度における沖縄県地域職業訓練実施計画

令和2年4月1日

1 総則

(1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保するため定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題

県内の雇用情勢は、着実に改善が進んでおり、令和元年12月の有効求人倍率（季節調整値）が1.19倍と39か月連続の1倍台となった。

一方、正社員の有効求人倍率（原数値）は、0.63倍と全国の1.21倍に比べて依然として開きがある。

また、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、我が国の持続的な経済成長のためには、「働き方改革」の推進等を通じた人材育成の強化・人材確保対策の推進などにより、生産性の向上を図ることも喫緊の課題である。

こうした中、いわゆる就職氷河期世代は、現在30代半ばから40代半ばに至っているが、当世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援が求められている。

このため、これらの課題等に対応するため、離職者の再就職の実現に資する公的職業訓練を実施するとともに、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、若年者の育成や非正規労働者等を対象とした長期訓練（長期高度人材育成コース）の設定、子育て等により再就職が困難な方に対する「託児サービス付き訓練」の設定促進、高齢者の継続雇用や再就職に向けたコース

等の設定といった取組も重要である。

そうした中、令和元年度の公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の受講者数は、公共職業訓練（離職者訓練）については、令和元年12月末現在で1,344人であり、求職者支援訓練については、令和元年12月末現在で238人であった。

また、令和元年度の就職率は、公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練（公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。）が87.6%、委託訓練が84.0%、求職者支援訓練の基礎コースが78.9%、実践コースが75.0%であった。

注1 求職者支援訓練については、平成26年4月に開講した職業訓練コースから雇用保険適用就職率を目標として用いている。

注2 施設内訓練は令和元年9月末までの、委託訓練は同年8月までの、求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは令和元年5月末までに終了したコースの訓練終了後3か月の就職率である。

在職者訓練の受講者数は、令和元年10月末現在で715人であり、学卒者訓練については、令和元年10月末現在で291人であった。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

離職者を対象とする職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていくこととする。

（1）公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、知識の付与及び実習による技能習得など、地域における離職者数等の多様な就業ニーズ及び企業ニーズに応じ施設訓練及び民間教育訓練機関への委託訓練を実施するものとする。

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、2,079人とする。

離職者訓練の対象者数のうち、651人については、施設内訓練として実施するものとする。

また、離職者訓練の対象者数のうち、1,428人については、委託訓練として実施するものとする。委託訓練については、人材不足が深刻な介護等の分野や、今後成長が見込める情報通信、観光分野等において実施するものとする。

就職率は施設内訓練で80%、委託訓練で75%を目指す。

（2）公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変

化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、551人とする。

(3) 公共職業訓練(学卒者訓練)の対象者数等

学卒者訓練については、新規高等学校卒業生等を対象に、ものづくりの現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するものとする。

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、290人とする。

学卒者訓練の対象者数のうち、130人については専門課程による公共職業訓練として、60人については応用課程による公共職業訓練として、100人については普通課程による公共職業訓練として、それぞれ実施するものとする。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

個々の受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練を一層推進するものとする。

また、地域における障害者の職業能力開発に資するよう、沖縄県立職業能力開発校において、障害者を対象とした公共職業訓練を引き続き実施するものとする。

計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は、153人とする。

障害者等に対する公共職業訓練の対象者数のうち、104人については、委託訓練として実施するものとする。

(5) 求職者支援訓練の対象者数等

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、336人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模590人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

② 求職者支援訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎的能力のみを習得する職業訓練(基礎コース)及び基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練(実践コース)を設定する。

その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

訓練認定規模は、次のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の 50%

ロ 実践コース 訓練認定規模の 50%

実践コースのうち、訓練認定規模に占める各分野については、介護福祉分野 15%、医療事務分野 5%、IT分野 5%、営業・販売・事務分野 45%、その他の地域ニーズ分野 30%として設定するものとする。

訓練認定規模は以下のとおりとする

	沖縄県地域
基礎コース (学卒未就職者を主として対象とするものを含む。)	295人
実践コース	295人
介護・医療・福祉分野	44人
医療事務分野	15人
IT分野	15人
営業・販売・事務分野	133人
その他の地域ニーズ分野	88人

また、より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する地域ニーズ枠を設定することとする。

求職者支援訓練のうち、次の値を上限として地域職業訓練実施計画で定めた割合以下の範囲で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

イ 基礎コース 20%

ロ 実践コース 20%

注3 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、四半期ごとに認定する（地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。）ものとする。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定するものとする。

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定。

ロ イ以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定。

③ 余剰認定定員の活用

第4四半期を除き中止コースに係る定員は、同一年度かつ同一訓練種別（基礎コース・実践コース）の認定に活用することとする。
第4四半期においては、中止コースに係る定員及び繰り越した定員は、訓練種別（基礎コース・実践コース）及び分野にかかわらず活用することとする。

4 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

(1) 関係機関との連携

公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国及び都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

このため、令和2年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。

また、公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たっては、沖縄労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面において十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとする。

さらに、公共職業能力開発施設は、沖縄労働局及び公共職業安定所と連携し、公共職業訓練の受講者の就職支援を実施するものとする。

(2) 公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

能開法第15条の4第1項に規定する職務経歴等履歴書（以下「ジョブ・カード」という。）を活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

このほか、公的職業訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。